

●個人情報の第三者への提供について

静岡県中部機械工業健康保険組合

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当組合を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたします。

なお、同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。

1. 医療費通知及び負傷原因の照会等を世帯単位でまとめて事業主経由で行うこと。
2. ジェネリック医薬品のお知らせを世帯単位でまとめて行うこと。
3. 高額療養費を本人の申請に基づかず、世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること。
4. 健康保険の現金給付を世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること。
5. 健康保険限度額適用認定証にかかる適用区分の変更及び回収等を世帯単位でまとめて事業主経由で行うこと。
6. 保健事業に関する給付を世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること。
7. 健診及び保健指導の案内・勧奨を事業主経由で行うこと。